

危険物製造所等休止再開届出書

- 以下のような場合に提出をしてください。
 - ・ **危険物製造所、貯蔵所、取扱所を3カ月以上にわたって使用しないとき**は、休止届を提出してください。
 - ・ **休止中の危険物製造所、貯蔵所、取扱所の使用を再開するとき**は、再開届を提出してください。
- **添付書類**
 - ・ 危険物施設等を休止する際に行う安全対策
- **届出時期**
 - ・ 製造所等の使用を休止又は再開する日の7日前まで

問い合わせ先

高崎市等広域消防局 予防課 危険物係

電話 027-324-2214 (土・日・祝日を除く、9時から17時)